社会保険大宮総合病院の移転建替えに関する支援

平成25年11月26日 都市経営戦略会議資料

【経 緯】

1. 社会保険病院の譲渡に向けた対応

社会保険庁改革の一環として、社会保険病院等は、民間等への譲渡を前提に平成 20 年に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 (RFO) に出資され、RFO の存続期限延長を経て、平成 24 年 9 月末までに、適切な譲渡先を確保することとされた。この間、本市では、譲渡対象施設として選定された場合に向け、所在する地方公共団体として譲渡条件を定めた(平成 21 年 8 月 24 日 都市経営戦略会議にて決定)。

2. 国による社会保険病院の運営継続

その後、平成 23 年 6 月に成立した議員立法により、RFO は平成 26 年 4 月に独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)に改組され、原則として引き続き JCHO において社会保険病院等が運営されることになった。このため本市では、国に対し、社会保険病院の運営及び耐震化の促進について要望を重ねてきた。

一方、社会保険大宮総合病院は老朽化が著しく、耐震整備が喫緊の課題となっており、 同病院では耐震化のための移転建替えを計画している。

3. 財産交換の申し出

こうした中、平成 25 年 5 月、**RFO 理事長名で社会保険大宮総合病院の移転建替えを** 前提に、現病院敷地とプラザノース北側市有地の財産交換の申し出があり、市議会平成 25 年 6 月定例会冒頭の市長あいさつにおいて明らかにした。

その後、交換の対象となる土地について鑑定評価を実施し、本年 10 月 21 日に開催されたさいたま市財産評価委員会において評価額が決定した。この評価額を RFO に提示したところ、先方から、土地交換によって発生する交換差金について、減額を求める要望書が提出された。

【スケジュール】

本件に係る主なスケジュールは次のとおり。



【交換先について】

1. RFOについて

RFO は、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資することを目的に、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成17年6月22日法律第71号)に基づき、平成17年10月1日に設立された。 なお、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成23年6月24日法律第73号)により、平成26年4月1日にJCHOに改組され、救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与することを目的とした法人となることが決定している。

2. 社会保険大宮総合病院について

(1) 社会保険大宮総合病院の概要

所 在 地	さいたま市北区盆栽	創立年月日	昭和22年7月1日		
病院長	宗像 博美	病 床 数	163 床	職員数	280 人
標榜科目	内科 循環器内科 呼吸器内科 泌尿器科 産婦人科 眼科				

(2) 主な医療機能

診療科目に標榜している医療以外に、次の公益性の高い医療を実施している。

- ○北部地域における初期救急医療の実施
 - ・小児科 (深夜は全市的な対応)
 - 内科
 - 耳鼻咽喉科
 - 眼科
- ○第二次救急医療の実施

プラザノース 北側市有地 社会保険大宮総合病院 自治医大附属 されたま医療センター されたま医療センター おれたま下字病院 されたまの解院 医療センター

(3) 大宮休日夜間急患センター受診者数

/ / CONTRACTOR CONTRACTOR							
	内科	小児科	眼科	耳鼻咽喉科	合計		
平成21年3月	227 人	1,471 人	22 人	70 人	1,790 人		
平成 21 年度	4,971 人	23,031 人	293 人	958 人	29,253 人		
平成 22 年度	4,062 人	20,783 人	325 人	1,303 人	26,473 人		
平成 23 年度	4,344 人	21,467 人	325 人	1,239 人	27,375 人		
平成 24 年度	5,389 人	20,044 人	388 人	1,411 人	27,232 人		
平成 25 年度	1,830 人	9,912 人	233 人	862 人	12,837 人		

※平成25年度は10月分までの速報値

【支 援】

1. 支援の方策

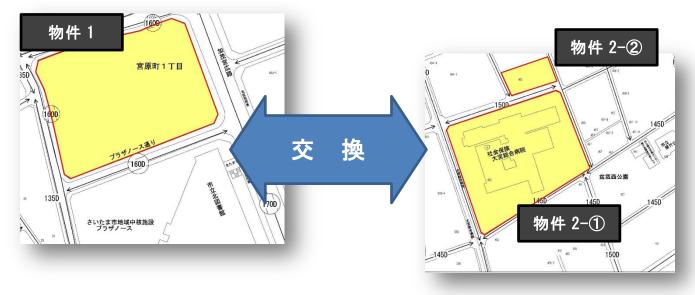
社会保険大宮総合病院の移転建替えにあたり、市内北部の中核病院かつ初期救急医療 の拠点として存続を図るため、財政的な支援を行うもの。

(1) RFOとの財産交換における交換差金の減額

RFO の要望を考慮し、平成 21 年 8 月 24 日の都市経営戦略会議において決定した本市の支援策に準じ、市有地を 5 年間無償貸し付けた場合に相当する金額を減額する。

①交換財産の表示

	所有者	所在地	数量	m²単価	価格
物件1	本市	北区宮原町 1-851	14,000.25 m ²	178 千円	2,492,044,500 円
物件 2-①		北区盆栽町 453	9,292.32 m ²	163 千円	1,514,648,160 円
物件 2-②	RFO	北区盆栽町 483-1	1,140.61 m ²	168 千円	191,622,480 円
物件2計			10,432.93 m ²		1,706,270,640 円
差引			$3,567.32 \text{ m}^2$		785,773,860 円



②減額相当分の金額

(さいたま市普通財産貸付料(年額)に基づき算定)

147,000 円 \times 14,000.25 m \times 4.2% \times 5 年 = 432,187,715 円 (固定資産評価額㎡単価) (専有面積) (割合) (年数)

③交換差金

(交換財産の差額から減額相当分を差し引いた金額)

785,773,860 円 $$ $\phantom{-$

(2) 新病院開設までの間、現病院敷地を無償貸付

物件 2-①

128,000 円 \times 9,292.32 m \times 4.2% = 49,955,512 円 (A) (固定資産評価額㎡単価) (専有面積) (割合)

物件 2-②

136,000 円 \times 1,140.61 m² \times 4.2% = 6,515,164 円 (B) (固定資産評価額㎡単価) (専有面積) (割合)

合計 (A) + (B) = 56,470,676 円/年

社会保険大宮総合病院は市内北部の中核病院であり、第二次救急医療の病院群 輪番制に参加するほか、市内で唯一、深夜帯の小児初期救急医療を提供する、本 市にとって欠くことのできない病院である。

一方で、本市の病床数は過剰とされており、新たに病院を設置することは困難な状況にある。地域医療の一層の充実のために、同病院の移転建替えに際して、現在の医療機能を維持し、あわせて小児・産科医療(周産期医療)に資する医療機能の充実なども図って頂くことが望ましい。

このように、移転建替えにあわせ、北部地域の医療体制を確保し、身近な生活圏域の中で安心安全に医療を受けられるようにすることを支援の条件としたい。

2. 支援に係る条件案

平成 21 年 8 月 24 日、都市経営戦略会議にて決定した「社会保険大宮総合病院の譲渡に係る条件提示」に同様の条件を付すもの。

(1)維持又は充実されるべき医療機能

- ①休日夜間急患センターを設置し、現在実施している深夜帯の小児救急をはじめとする 初期救急医療(小児科、内科、耳鼻咽喉科及び眼科)を継続すること。深夜帯の小児 初期救急医療の実施にあたっては、市内の医師会や中核病院からの小児科医等の派遣 を受入れ、良好な連携協力体制のもとに実施すること。
- ②社会保険大宮総合病院の現在の一般病床 163 床及び診療科目を維持すること。
- ③第二次救急医療に輪番病院として参加すること。
- ④小児医療及び産科医療(正常分娩等を含む)の入院治療を行うこと。
- ⑤開放病床を整備し、市内の医療機関との地域医療連携を実施すること。
- ⑥現在、社会保険大宮総合病院が実施している特定健康診査や特定保健指導、人間ドックなどの市民の健康管理事業の充実強化を図ること。

(2) 支援を実施するにあたり遵守すべき事項

- ① 交換した移転建替え用地に、5年以内に新病院を開設すること。
- ② 新病院の開設までは、現在地で診療を継続すること。